

令和4年度

令和4年12月28日締切！
ただし予算上限に達し次第終了

あさひのつながり応援補助金



募集します！

～みなさんの『はじめの一步』を後押しします～

- 💡身近な地域で誰もが楽しく参加できるような活動をしてみたい！
- 💡こんな活動だったらできるかもしれない！

是非お気軽にご相談ください。

補助対象となる活動

次の要件をすべて満たすこと

- 令和4年4月から令和5年1月までにスタートした、またはスタートする活動。
- 地域に開かれた活動。

補助対象となる団体

次の要件をすべて満たすこと

- 2人以上の旭区民を含むグループ。
- 旭区内で活動を行う予定のグループ。

または、すでに活動を行っているが、新たな活動に取り組む予定のグループ。

補助金額

上限5万円 (かつ、活動費の9割以内)

- 🏠 1グループあたり、同一年度の申請は1回まで。
- 🏠 補助金交付を受けた年度内(令和5年3月31日まで)に使用。
次年度に繰り越すことはできません。

詳しいお手続きは
次ページへ

申請期間

まずは事前相談をお願いします(必須)

■申請書提出:令和4年4月15日(金)~令和4年12月28日(水)

月~金曜日(平日)の9時から17時

※ただし、予算上限に達した場合、期間内でも終了します。

■事前相談:令和4年4月15日(金)~令和4年12月16日(金)

※事前相談は予約制です。事前のご連絡をお願いします。

申請書類

■申請時提出書類 ①交付申請書(第1号様式)、②収支予算書(第2号様式)
③構成員名簿(第3号様式)

■実績報告時提出書類 ①実績報告書(第8号様式)、②収支決算書(第9号様式)、
③領収書等経費の支出を証する書類、④活動資料(チラシなど)

~たとえば、こんな活動を考えていませんか?~

■誰もが自由に集える
カフェを作りたい

■健康づくりのための
ウォーキングイベントを
開催したい

■親子で気軽に立ち
寄れる居場所づく
りをしたい

■家庭菜園に近所の子供
たちを招いて収穫体験
イベントを開催したい

■みんなで花植えを
することで多世代
交流を図りたい

■IT関係に詳しい仲間
と一緒に、地域で
スマホの使い方を教
えたい

その他、活動をはじめための相談やこんな活動でも対象
になる?など、気軽にご連絡ください。

申請の流れ

事前相談

- ☑ 区役所から制度についての説明
- ☑ 次の項目についてお聞きします。
 - ① どんな活動を始めたいと考えているか
 - ② 活動目的は何か
 - ③ 活動場所として想定している場所はあるか
 - ④ どんな人を対象にするのか
 - ⑤ 補助金の使い道など
- ☑ 活動について、一緒に考え必要に応じてアドバイスをさせていただきます。

申請書提出

- ☑ 申請の意志が固まりましたら申請書類を提出してください。
- ☑ 提出書類は、次の通りです。
 - ① 交付申請書(第1号様式)
 - ② 収支予算書(第2号様式)
 - ③ 構成員名簿(第3号様式)

《スケジュールの例》

6月15日申請受付

⇒7月中旬に結果通知・請求書様式送付

⇒すぐに請求書提出

⇒8月中旬補助金交付

結果通知 請求書提出 補助金交付

- ☑ 申請内容の審査をします。
- ☑ 結果通知と請求書様式を送付します。

→申請月の翌月の中旬以降
- ☑ 補助金を交付します。

→請求書受理から約1か月後

各グループの様々な活動

活動報告

- ☑ 年度内の活動を終了した後は、活動報告をしてください。
- ☑ 提出書類は、次の通りです。
 - ① 実績報告書(第8号様式)
 - ② 収支決算書(第9号様式)
 - ③ 領収書など経費の支出を証する書類
 - ④ 活動に関する資料(チラシなど)

※申請書類は、区役所窓口でのお渡し、Eメールでご請求または、区のホームページからダウンロードできます。

Eメール：as-kiratto@city.yokohama.jp

補助対象となる経費について

項目	補助対象経費	補助対象外経費
●消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のために必要な事務用品の購入や材料代 ・物品購入時にかかる振込手数料、送料 ・居場所(サロンやカフェ等)で使用する茶菓子代 ・講師や関係団体との打ち合わせ時の茶菓子代 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師や関係団体との打ち合わせ時の会食代 ・メンバーのみの打ち合わせ時の飲食代 ・備品(単価 税込3万円以上のもの)の購入経費
●印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要な資料やチラシ等の印刷にかかる費用 ・印刷物にかかる送料や振込手数料 	
●交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員が材料等の購入や活動の参考になる講座等に参加する場合、また、視察等にかかる公共交通機関利用時の運賃 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車のガソリン代
●報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師、指導者等への謝礼金(交通費を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員への謝礼金、人件費
●賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要な会議室等や機材のレンタル料 	
●通信費	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便切手、はがき代 ・団体名義での契約による通信機器にかかる通話料・インターネット通信料 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のパソコンのインターネット通信料や携帯電話の通話料
●保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動保険、イベント開催に伴う行事保険 	

申請に関するお問合せ

旭区役所 区政推進課 地域力推進担当(2階 23番窓口)

TEL 045-954-6028

福祉保健課 事業企画担当(3階 31番窓口)

TEL 045-954-6143

高齢・障害支援課 高齢者支援担当(別館 3番窓口)

TEL 045-954-6125

Eメール : as-kiratto@city.yokohama.jp

あさひのつながり応援補助金

検索

